

令和元年6月18日

こども未来部保育計画課

保育施設検査の状況について

1 経緯

平成27年度4月より子ども・子育て支援法が本格実施され、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対する検査権限が区市町村に付与されたことから、区では、「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る検査実施要綱」を整備するとともに、平成28年4月には「江東区認可外保育施設に係る検査実施要綱」を整備し、これに基づき各認可保育施設と要綱に規定する各認可外保育施設への検査を実施した。

2 実施状況

(1) 実施期間 平成30年7月～平成31年3月まで

(2) 検査実施施設数

	認可 保育所	認定 こども園	小規模 保育事業	認証 保育所	その他 認可外	合計
一般検査（Ⅰ型）	44	2	8	26	4	84
一般検査（Ⅱ型）	68	0	4	23	5	100
特別検査	0	0	0	0	0	0
合同検査	8	1				9
合計	120	3	12	49	9	193

※「特別検査」とは、重大な法令違反や一般検査において改善が認められない、または正当な理由なく一般検査を拒否した施設において実施する検査

※「合同実施」とは、児童福祉法に基づく東京都の指導検査と、子ども・子育て支援法に基づく区市町村の検査を合同で行うもの

(3) 検査実施による指摘事項

① 文書指摘事項

福祉関係法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。

一般検査実施による認可保育所への指摘事項	件数
避難・消火訓練を毎月実施していない	11
保育士が適正に配置されていない	10
調理・調乳者の検便が未実施である	8
施設長が専任となっていない	3
実費徴収が不適正である。	3
その他	23
合 計	58

一般検査実施による認可外保育所への指摘事項	件数
避難・消火訓練を毎月実施していない	7
調理・調乳担当者の検便が（未実施・不適切）である	3
基本的事項を見やすい場所への掲示が未実施である	3
実施要綱基準に基づく保育従事職員を配置していない	3
その他	12
合 計	28

② 口頭指導事項

福祉関係以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。

一般検査実施による認可保育所への主な指導事項	件数
健康診断の検査項目、実施時期等が適切でない	14
労働条件の明示が（未実施・不十分）である	13
業務日誌（園日誌）が（未作成・内容不十分）である	11
避難・消火訓練の結果記録が不備である	11

就業規則が（未作成・内容不十分・未届け）である。	1 1
勤務に関する帳簿が（未作成・内容不十分）である。	7
嘱託医、外部講師、大家さん、などへのお中元、寸志について委託費からの支出は認められない	5
その他	9 9
合 計	1 7 1

一般検査実施による認可外保育所への主な指導事項	件数
就業規則が内容不十分である	1 2
基本的事項を見やすい場所への掲示が内容不十分である	7
職員の健康診断の（実施時期・方法）が適切でない	7
職員の採用時に労働条件の明示が不十分である	3
消防計画が未実施・職員に未周知・内容不備である	3
消防計画に基づく自主点検を適切に実施すること	3
その他	2 4
合 計	5 9

（４）指導検査体制

係長級以上の職にある者を長とし、事務職、福祉系専門職等の３名以上（Ⅱ型は２名以上）で検査班を編成し行う。

「運営管理」「保育内容」「会計経理」の各事項について検査を実施。

３ 検査後の取扱い

検査結果を施設長あてに文書で通知し、文書指摘事項については原則３０日以内に改善状況報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取し改善を指導する。

４ 今後の課題

検査を区内保育施設の保育の質の向上へ確実につなげるため、職

員個々の検査に必要な知識や検査技術のさらなる習得に努めるとともに、検査マニュアルの精度をあげ、より適切な検査実施を図っていく。

また、今後も増加が見込まれる新規開設園に対し、開設前事務説明会や開設後の巡回訪問の中で、運営指導を確実に行ない、適正な園運営の実施につなげていく。